

資料 1

令和4年度予算概算要求等に係る説明会

「農業委員会の最適化活動に係る目標設定及び関連予算」関係資料

令和3年9月14日
中国四国農政局経営・事業支援部
農地政策推進課

規制改革実施計画

令和3年6月18日
閣 議 決 定

(11) 農地利用の最適化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	農地利用の最適化の推進	a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 51 条第 2 項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。 b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。 c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。 d 農林水産省は、令和 5 年に全耕地面積の 8 割を担い手へ集積するという目標と現状(令和元年末 57.1%)の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。 e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の貸借を促進する。 f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報(農地の権利移動)に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和 4 年度からの運用を目指す。	a, b: 令和 3 年度措置 c, f: 令和 4 年度措置 d: 令和 3 年検討・結論、結論を得次第順次措置 e: 措置済み	農林水産省

(12) 農地の違反転用の課題

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	農地の違反転用の課題	a 農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。	a: 令和 3 年度措置 b: 令和 4 年度上期措置 c: 令和 3 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措	農林水産省

第４回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

１．日時：令和２年１１月３０日（月）１４：００～１６：１８

２．場所：オンライン会議

３．出席者：

（委員）佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、岩下直行、新山陽子

（成長戦略会議）金丸恭文議員

（国家戦略特区ワーキング・グループ）原英史座長代理、中川雅之委員、本間正義委員

（専門委員）青山浩子、井村辰二郎、大泉一貫、澤浦彰治、林いづみ

（政府）河野大臣、藤井副大臣、田和内閣府審議官

（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、黒田規制改革推進室次長、渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）山形県鶴岡市農業委員会：佐藤事務局長

山形県鶴岡市農業委員会：匹田羽黒分室調整主任

栃木県壬生町農業委員会：高橋農業委員（司法書士）

農事組合法人木津みずほ生産組合：坪谷代表理事

内閣府地方創生推進事務局：井上参事官

農林水産省：光吉経営局長

農林水産省：望月経営局農地政策課長

農林水産省：山口大臣官房政策課長

４．議題：

（開会）

１．農業委員会の活動状況について

（閉会）

５．議事概要：

○川村参事官 それでは、定刻になりましたので「規制改革推進会議 第４回 農林水産ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにしてくださいようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにしてくださいよう御協力をお願いいたします。

本日は成長戦略会議より金丸議員に御出席いただいております。また、国家戦略特区ワ

ことを伺いたいということでもあります。

それで、現在の農業委員会を中心としたスキームでどの程度まで持っていけるのか。可能なかどうかということもざっくばらんにお話を伺えるとありがたいなということでございます。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点、農水省のほうからお願いします。

○光吉局長 大泉先生、ありがとうございました。

57.1%という状況の中で、8割を先ほどおっしゃっていただいたところまでに目指していくというのはこれから頑張っていかなければいけない状況というのはございます。そこで何か考えている道筋を述べよというお話でございますが、正直、画期的に万能薬のように何か全ての問題に効く、一つのやり方というのではないと思います。今、人・農地プランの見直しで、実際問題、各地域地域でどここの農地が何年後かに耕作できなくなるのかというのを一つ一つ洗いながら、そのときの受け手は誰にするのか、どういう人になってもらうのかということを積み上げて集積を進めていく以外、何か特効薬、万能薬みたいなものはなくて、そういった地道なものを重ねながら頑張っていくということを申し上げたいと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございました。

まだまだあろうかと思えますけれども、一旦ここで終了とさせていただきます。

議論を終える前に、金丸議員から一言お願いいたしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。

本年5月の農林水産ワーキング・グループにおきまして、私から、農業委員会が農地利用の最適化にどれだけ実績を上げているのか、詳細なデータを開示してアピールをしなければ、そもそも農業委員会の存在意義は何だという議論に戻りかねないではないかという強い懸念を申し上げました。

本日は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進のそれぞれについて農業委員会が掲げる目標と実績を示していただいたわけですが、農業委員会が貢献できているかについては、具体的で説得力のある情報開示や説明にはなっていなかったというのが率直な印象です。

例えば集積については、37県が60%以下で、このままでは目標の8割に届くとは到底思えない状況で、一方、農業委員会の目標は98～99%達成と言っておられます。これは摩訶不思議だと思います。そもそも集積目標が低過ぎるのではないのでしょうか。

遊休農地については、農業委員会の指導・あっせんがどれだけ効果があったのかに関するデータは示されないで、そもそも9.2万haの遊休農地のうち、4分の3を占める6.9万haは意向調査の対象外で解消のスコープにも入っていなかったというのは驚きました。意向調査を全遊休農地に拡大するのは大前提だと思います。是非改善をお願いします。

地域の関係者が一丸となって集積に取り組むにしても、各関係者の責任が不明確で連携できなければ全く意味がありません。遊休農地を防止・解消し、農地を集積・集約化する。新規参入者を呼び込み、スマート農業を駆使し、生産を効率化して稼げる農業、強い農業、承継できる農業にする。その目的を達成する上で、農業委員会が重要な役割を果たしていく。そのために生まれ変わるということで法改正が行われたとの認識でいます。

本日御説明をお伺いしました鶴岡市のように、地道に成果を上げている農業委員会もありますが、総体として見れば課題が山積しています。適切な人材が委員になり、意識改革がなされなければ、組織文化は変わらないです。変わることができず、農地利用の最適化を推進できる体制になっていない農業委員会であれば、存在意義はありません。

農地を集積・集約する、流動化させるために、農業委員会がその主たる役割を担うことが果たして最適なのか。農業委員会をどうするのかを含めて、農林水産省には農業委員会制度にとどまらず、農地利用の最適化を推進する方策全体を再検討し、納得できる案をお示しいただくようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○佐久間座長 金丸議員、ありがとうございました。

それでは、私から座長として、まとめとしてコメントさせていただきます。

本日はどうも長い間ありがとうございました。

本日の議論を踏まえますと、まだまだ検討していただく必要が多々あるかと思います。まず、やはり何と言っても2023年に8割を集積するという目標と現状を比べると、今までの取組では難しいと考えるのが普通だと思います。これについては大臣も今のやり方でのいか、農業委員会、推進委員会、そして市町村、中間管理機構等の責任がその意味で明確になって、何をどういうふうにするのかをいま一度検討すべきだというお話がありました。これはほかの南雲座長代理、大泉専門委員についても同様の御指摘があったかと思います。

次に、遊休農地についてですが、これについては確かに鶴岡市のように非常に未然防止の取組までやっているというところもあるのですが、これも極めて重要ですので、農業委員会は未然防止についても取り組むべきということだと思います。さらに、遊休農地の解消に向けては、これは林専門委員からもありましたように、この問題についてもデジタル技術によって遊休、未解消の農地の検討のステータスを見える化することで課題解決に向けた方策を更にはっきりさせていただきたい。

これも林専門委員、そして、今、金丸議員からもありましたように、所有者の利用意向調査はやはり通知ではなくて、法令を改正し、基本的には全遊休農地が調査対象になるということで進めていくべきではないかと思います。

新規参入についても、各関係者がどういう役割を果たすかについて更にいま一度明確にさせていただきたい。

あと、農業委員会の委員はやはり本来というか制度改正後の役割を果たすにふさわしい、

やはり適切な人材が委員となるべきです。これについては名士がなっているというお話も今日の参加者からありました。また、これについては大臣、金丸議員からもふさわしい人材によって農業委員会の体制を再構築するというのを御検討いただきたいと。

重なりますけれども、農業委員と推進委員の役割は大泉専門委員、青山専門委員も指摘されたとおりです。ここについてはやはりしっかりと役割分担をいま一度ガイドライン発出等によって明確化する。さらには、それぞれの活動についてK P Iを作成、第三者が評価できるような仕組みにしていく。

さらに、今日、壬生町から御参加いただいた高橋様からもいいお話がありましたけれども、やはり中立委員の役割についても求められる具体像を明確化する必要があると思います。

国家戦略特区における農業委員会と市町村の事務分担の特例についてということですが、新山委員、あと、農水省のほうからお話がありましたけれども、これは選択肢を増やすということからして、やはり全国展開を検討していただきたい。これは大臣のお話にもあったと思います。さらに、基本的には農業委員会制度の存続意義というものが最後に問われることだと。つまり、目的を達成するための手段ということになっているわけですから、金丸議員が最後に言われたように、もしこういう検討が十分でなく見通しがなければ、そもそも農業委員会の存続の議論ということになるという危機意識を持っていただきたいと思います。

具体的には、農業委員会以外の取組みについて、澤浦専門委員が示唆されたような民間の利用、これはもともと当事者で決めるというのが基本だということではありますが、実際に現状と8割という差を埋めるためには、基本的にはあらゆる手段を、当然これは適正なということですが、使うべきだという中の一つの検討項目として何かほかの手立てがないかという点も併せて検討いただきたいと思います。

年明け以降に再度ワーキングで議論させていただければと思いますので、よろしく御検討のほど、お願いしたいと思います。

今日は私の不手際で時間が超過いたしまして申し訳ございませんでしたが、本日はこれで会議は終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

第10回農林水産ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年3月31日（水）10:00～12:04

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）高橋進議長代理、佐久間総一郎座長、南雲岳彦座長代理、岩下直行、新山陽子

（成長戦略会議）金丸恭文議員

（専門委員）青山浩子、井村辰二郎、大泉一貫、澤浦彰治、林いづみ

（政府）藤井副大臣

（事務局）山西雅一郎規制改革推進室次長、川村規制改革推進室参事官

（ヒアリング出席者）農林水産省：光吉経営局長

農林水産省：望月経営局農地政策課長

農林水産省：庄司農村振興局農村政策部農村計画課長

農林水産省：牧元農村振興局長

農林水産省：山口農村振興局農村政策部長

農林水産省：玉置経営局経営政策課長

農林水産省：矢澤経営局農地政策課農地集積促進室長

農林水産省：山口大臣官房政策課長

4. 議題：

（開会）

1. 農地利用の最適化の推進について

2. 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて

（閉会）

5. 議事概要：

○川村参事官 それでは、「規制改革推進会議 第10回 農林水産ワーキング・グループ」を開催させていただきます。

本日は、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催しております。お手元に資料を御準備いただき、御参加をお願いいたします。

なお、会議中は雑音が入らないよう、マイクアイコンでミュートにさせていただくようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は高橋議長代理に御出席いただいております。また、成長戦略会議より金丸議員に御出席いただいております。

また、藤井副大臣にも御出席いただいております。

まず、①といたしまして、全ての農業委員会において最適化活動にかかります活動量と成果につきまして意欲的な目標を定める。

②といたしまして、全ての推進委員等が、毎年度、具体的に行った最適化活動の内容・成果を記録する。そして、農業委員会において評価をした上で、その結果を公表する。

③といたしまして、農業委員会において各委員の活動の成果を取りまとめ、農業委員会として定めた目標に対する達成度合いを評価・公表する。

そして、④といたしまして、これらの推進委員などの最適化活動の内容・成果を踏まえた上で、市町村長・農業委員会が各委員を任命・委嘱するといったサイクルを回していけるようにしたいと考えております。

6 ページを御覧ください。遊休農地の解消についてであります。

左の実施事項では、所有者の利用意向調査につきまして全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則の改正をすることについて書かれております。

右に対応を書いております。現行の制度では、農地バンクが過去に借受けを断った遊休農地については調査を行わないとされておりました。

遊休農地の解消を進めるには、意向を把握することは大前提となるものでございますので、令和3年度の利用意向調査から、被災した農地は別といたしまして、全ての遊休農地を対象に調査を実施するよう、省令でございますけれども、施行規則第77条第1号を削除いたし、明日、4月1日から施行したいと考えております。

7 ページを御覧ください。左の実施事項では、農地情報公開システムと連携した農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和4年度からの運用を目指すとしております。

右の対応でございますが、令和4年度以降、農林水産省地理情報共通管理システム、eMAFF地図の運用を開始して、従来の農地ナビで得られます農地の権利関係情報に加えまして、農作物、作付面積、農作業受託、基盤整備状況などを盛り込む予定です。

これらの統合に必要な予算は、令和2年度補正予算に所要額を計上しており、令和3年度中にシステム統合を実施したいと思っております。

8 ページは、農地情報のデジタル化のイメージです。

9 ページを御覧ください。8割集積目標などについてであります。

左の実施事項におきましては、農業委員会と関係機関との役割分担及び連携の在り方の観点からの検証・検討、そして農地の利用集積の大幅な向上に向けた取組の検証について書かれています。

右の対応でございますが、農地の利用集積などを進めていくには、農業委員会、市町村、農地バンクなどが課題解決策を持ち寄って、一丸となって取り組んでいく必要があります。

関係者の役割は、農地中間管理事業法、農地バンク法の第26条で法律上明記されており、これを踏まえて連携していくことが重要であります。

昨年12月、総理を本部長といたします活力創造本部におきまして、活力創造プランが改

与しているのかというのも一つポイントになるのではないかと思います。

なぜかという、ここで話している一連の目標設定や活用のモニタリング、目標と結果のギャップをどう解消するかということに関しては、普通、民間企業は経営の中で一般的なマネジメントの在り方としてプラクティスしている、実践しているものでございます。

今、この会議というのは比較的パブリックセクターと農業関係者の中の閉じた議論になりがちなのですが、ストレートに言えば、民間企業の経営のノウハウをいかに農業分野に移植するかということに尽きるのだと思います。ということは、農業委員とか推進委員とか、若しくはそれに対するアドバイザーというような形で、民間の経営のノウハウを持った人がどのくらい関与できるのか、すべきなのかというところについてももう一段踏み込んで、もし数字があれば教えていただきたいですし、これからということであれば、そういうことも考えて体制整備をしていった方がいいのではないかと思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、農水省の方から何かあればお願いいたします。

○光吉局長 今、民間の方に入っていただくということを頂きました。

現在、農業委員、推進委員でいわゆる民間の方、会社員の方や自営業の方、役員の方も含めますけれども、大体6～7%の方に入っているということでございます。

先ほど、司法書士や弁護士の方々に入っていただくのが大事だという話をいただきました。現在、我々といたしましても、優良事例をもっと横展開しようということで、情報をオープンにしていこうということで、全国農業会議所にも指導をし、彼らも今、そのような形で取り組んでいるという状況でございます。

○南雲座長代理 大変素晴らしいと思いますので、土業の方のいわゆる専門知識のところは縦で、マネジメントは横で、全てを統合するという力なので、その両面からという整理の仕方をしていただければ大変助かると思います。

以上です。

○佐久間座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかおられますでしょうか。

それでは、本議題の議論を終える前にまず、金丸議員から一言お願いしたいと思います。

○金丸議員 ありがとうございます。

まずは今回、農業委員会の活動実態を把握・検証していくために、光吉局長のリーダーシップの下、地道な活動に真摯に取り組んでいただいたことに感謝申し上げます。

推進委員をはじめとした農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献しているのか、農業委員会はより詳細なデータを開示し、意欲的にKPIを設定し、自らが積極的にその成果を説明していかなければなりません。そうした説明責任を果たさなければ、そもそもの農業委員会の存在意義が問われかねないと思います。農水省は、農業委員会に対してもっと指導力を発揮していただくよう、お願い申し上げます。

日本の農業は、これからますます人手不足が加速していきます。農地の8割集積や遊休農地の解消といった大きな課題を解決し、農業を成長産業化していくためには、スマート農業の活用が不可欠です。その意味で、農地情報のデジタル化は、利用者視点で使いやすさに配慮しながらどんどん進めていっていただきたい。そのデータを最大活用して地域の農業を牽引していくことこそが農業委員会の使命です。

今回、改正農業委員会法の5年後見直しのタイミングで、農業委員会の実態把握が十分に進んでいなかったことは遺憾に思います。見直し期限は最低でも2年、調査結果が出るまで延長とせざるを得ないのではないかと思います。来年度も再度議論をしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○佐久間座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの点について、農水省から何かございますでしょうか。

○光吉局長　金丸議員に頂いた御指摘、大事な点だと思っております。今後こういった仕組みを構築して、現場で実際にその方向できちんと情報が開示されて、取組が実施されていくということで初めて物事が進んだと言えるようになると思いますので、御指摘を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○佐久間座長　ありがとうございました。

それでは、私からも座長としてコメントさせていただきます。

まず、農業委員会の活動実態が分からないという状況であった。これが現状だということを直視していただいて、真摯に農水省の方々に実態調査に着手いただいたことに感謝申し上げます。

また、全遊休農地を対象とした利用意向調査も開始していただいたということ。そして、農地情報のデジタル化について、eMAFFも着実に推進していただくなど、その取組について感謝申し上げます。

ただ、この点につきましては、先ほど林専門委員からもありましたし、局長からお話がありましたが、遊休農地については荒れ具合といった情報も現場目線から重要な情報だと思いますので、そういうものを入れた形で展開していただきたい。これは先ほど井村専門委員からも、現場感覚から必要なデータのお話もしていただきました。あと、金丸議員からもそういう話があったかと思います。

一方で、農業委員会の活動の定量的な把握はまだ不十分であると言わざるを得ないと思います。先ほどのお話もありましたように、推進委員であれば1万8000人弱の方がおられるということですけれども、その活動の検証は更に進めていただきたいと思います。

具体的には、農業委員や推進委員ごとに適切なKPIを設定し、数値責任と達成時期を明確にしていく。そして、金丸議員もおっしゃったように、その成果もしっかりと開示し、説明責任も果たしていくということだと思います。

また、南雲座長代理がおっしゃったように、関係者の責任が曖昧にならないように、こ

こは役割分担もはっきりする。林専門委員が言われたように、農地中間管理機構との連携の在り方についてもはっきりさせるという点が必要だと思います。

いずれにしても、連携の在り方などをガイドラインで整備し、周知徹底していくこともお願いしたいと思います。そういうことによりまして、先ほど井村専門委員がおっしゃっていたような委員への支援ということにもなろうかと思えます。

あと、農業委員会の活動評価には、農水省も積極的に関わり、必要な指導を是非強化するようにお願いしたいと思います。

令和5年度までに農地の8割を集積するという目標は、ギャップが大きい、あるいは委員の方からは絵に描いた餅ではないかというお話もございました。ここは南雲座長代理もおっしゃったように、民間企業の力、人材も借りて農地の流動化を促進する。集約化というのも見据えて、ゴールから課題を逆算して、具体的な方策を示して実行していったきたいと思えます。

今回は、改正農業委員会法の5年後見直しのタイミングでありました。ただ、これについては各委員がおっしゃっておりますし、また、農水省の方の説明からも、時間の問題もあったとは思いますが、現状の検証・検討は十分とはいえないということだと思います。最後に金丸議員がおっしゃったように、前提となる調査・検証の結果は毎年報告することをお願いをしたい。その上で、見直しの期限を延長し、来年度中に再度議論はさせていただきたいと思えます。

私からは以上でございます。

今日はありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1の関係者の皆様は、ここで会議から御退室をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(農林水産省退室)

(農林水産省入室)

○佐久間座長 議題2は「農業用施設の建設に係る規制の見直しについて」であります。

本日は、農業用施設の建設に係る規制の見直しについて、昨年の規制改革実施計画の進捗状況を農林水産省からヒアリングいたします。

それではまず、農林水産省より7分以内で説明をお願いいたします。

○牧元局長 農林水産省農村振興局長の牧元であります。

それではまず、資料2-1を御覧いただきたいと思います。「農業用施設の建設に係る規制の見直しについて」でございます。

1ページ目、赤枠のところでございますが、昨年の規制改革実施計画の中で、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積の拡大、また、農畜産物の加工・販売施設への拡大につきまして検討を行いまして、必要な措置を講ずるとされているものでございます。また、必要な担保措置があれば講ずるものとさせていただいているところでございます。令和2年度に検討ということになっているところでございます。

農業委員会の最適化活動に係る目標設定等について

最適化活動の目標設定等に関する通知を発出予定であるが、各農業員会で、9月末を目途に最適化活動に係る目標を設定することに向けた事前準備をお願いするもの。

1 背景

① 規制改革実施計画

全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定め、推進委員等が具体的な活動を記録し、農業委員会が評価を行った上で公表する仕組みを令和3年度に構築することとされている。

【規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）抜粋】

規制改革の内容	実施時期
a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第51条第2項に基づき、 <u>全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組み</u> を構築する。	a <u>令和3年度措置</u>

② 農地利用最適化交付金

最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付する仕組みに見直すべく令和4年度予算概算要求を行ったところ。

2 目標設定の考え方

次のとおり、農地利用最適化推進委員等の活動日数と、担い手への農地の集積、遊休農地の解消及び新規参入の促進の目標を設定。

① 推進委員等の活動日数

年間180日（月平均15日）※令和3年度は90日

② 担い手への農地の集積等

国が一定の条件の下、算定した目標値（具体的には別紙）

目標項目毎の目標値

1 担い手への農地の集積

- ① 最適化に関する指針で設定した集積目標に基づき、令和３年度の目標を設定することを基本とする。
- ② ただし、当該指針の目標が、令和５年度において集積率 80%を前提とした集積目標となっていない等の場合は、平成 25 年度末の集積率の 2.5 倍から令和５年度までの回帰直線上の数値を令和３年度の目標とする。

※ 上記の考え方が集積率の実態を反映していない場合は別途の目標を適用する。

2 遊休農地の発生防止・解消

- ① 令和２年度の利用状況調査の結果による１号遊休農地面積の 10 分の 1 を令和３年度の遊休農地の解消目標として設定する。
- ② 管内に遊休農地が存在しない場合は、遊休農地を新たに発生させないことを目標として設定する。

3 新規参入の促進

管内の過去３年間における農地の権利移動面積の平均の 1 割以上について、農地の所有者から新規参入者に対する農地の貸付け等に関する同意を得た上で、当該農地をリスト化・公表することを目標として設定する。

○ 別途、上記により国が算定した農業委員会毎の目標値をお示しします。

農地中間管理機構による農地集約化の加速及び農業委員会による農地利用の最適化の推進のうち 農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和4年度予算概算要求額 13,972（13,266）百万円】

＜対策のポイント＞

農地利用の最適化のための農業委員会・農業委員・農地利用最適化推進委員の活動等に必要な経費を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していきます。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割【令和5年度まで】）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農業委員会交付金

4,718（4,718）百万円

農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

2. 機構集積支援事業

3,497（2,791）百万円

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、出し手・受け手の意向等をタブレットで把握し、データベース化等を支援します。

3. 農地利用最適化交付金

5,176（5,176）百万円

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。

4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金

523（523）百万円

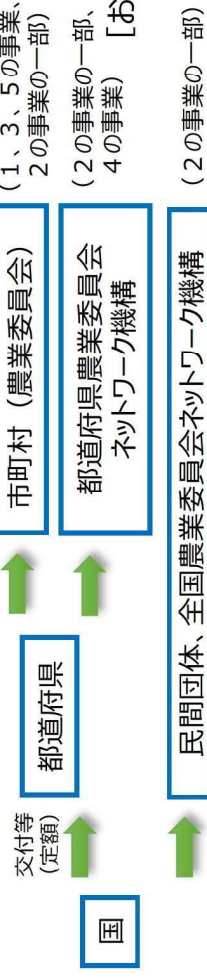
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金

57（57）百万円

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

＜事業の流れ＞



農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

【A農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、定期的に管内の全ての農地所有者に現在の経営状況や今後の経営意向、後継者の有無等について意向調査を実施。
 - ・それを基に推進委員等が、戸別訪問を行い、後継者や配偶者の意向を追加で聴取し、意向情報を更新。
 - ・その情報を地域の話し合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。
- （担い手への集積率：61.4%（R2年度））



都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会における最適化活動のさらなる推進

【農地利用最適化交付金】

- ・農業委員会が行う最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することが可能）

【機構集積支援事業】

- ・地域の出し手・受け手の意向等の情報を効率的に把握するためのタブレット端末の導入及びデータベース化
- ・管内の農業委員会を巡回し各農業委員会の業務をサポートする都道府県農業会議職員を増員するなど体制を強化

（参考1）
（1、3、4の事業） 経営局農地政策課（03-3591-1389）
（2の事業） 農地政策課（03-6744-2152）
（5の事業） 農地政策課（03-6744-2153）

農業委員会による最適化活動に係る目標設定関係Q & A

(目標設定の理由)

(問1) 農業委員会による最適化活動に係る目標設定をしなければならない理由いかん。

(答)

- 1 本年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めること等の仕組みを構築することが決定されました。
- 2 これを受け、農地利用最適化交付金については、令和4年度予算において、最適化活動に係る活動量と成果について目標を定め、その達成度合いに応じて交付する仕組みに見直すべく概算要求を行ったところです。
- 3 推進委員等におかれては、日頃より最適化活動に取り組んでいただいておりますが、その活動内容・成果を農業者等に対して見える化すべく、今般、目標の設定をお願いしたところです。

(法的根拠)

(問2) 目標設定の法的根拠いかん。

(答)

- 1 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないこととされています(法第37条)。
- 2 今後、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業の成長産業化や所得の増大を進めていく上で、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要です。
こうしたことを踏まえ、農林水産省では、本年5月に「人・農地など関連施策の見直しについて」を取りまとめたところであります。現在、この見直し方向に基づき、農地及び関連施策について検討しているところですが、この中で、全ての農業委員会で指針を作成することも検討をしているところです。

(指針の変更)

(問3) 指針を変更する必要があるのか。

(答)

- 1 指針は、「人・農地など関連施策の見直しについて」に基づく検討結果を踏まえ変更していただくことを想定しており、今回の目標設定に伴い変更する必要はありません。
- 2 一方、令和4年度の農地利用最適化交付金について、令和3年度の最適化活動の成果目標の達成度合いに応じて交付することとしており、指針とは別に、目標設定をお願いしたところです。

(活動日数の根拠)

(問4) 推進委員等の活動日数目標を定める理由いかん。また、90日(令和4年度は180日)の根拠いかん。

(答)

- 1 推進委員等は、その多くが自身の農業経営の傍ら、農地の出し手・受け手の意向把握、地域の農業者との座談会、遊休農地の解消状況の定期的な見回りなど、昼夜を問わず日常的に最適化活動に取り組んでいただいています。
- 2 このような日常的な活動実態について、農業者等に対して見える化を図るため、今般、活動日数の目標を1か月あたり15日(月のおよそ半分)をベースに、90日(令和4年度以降は180日)としたところです。

(活動時間)

(問5) 活動日数とあるが、1日当たりの活動時間が求められるのか。

(答)

この点については、現場実態を踏まえて判断すべきものであり、全国農業会議所と詰めてまいります。

(通知)

(問6) 通知はいつ発出されるのか。

(答)

現在、省内で最終的な手続を行っているところであり、手続の終了後、速やかに発出する考えであります。